

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

記載例※建築物以外

工作物の構造(解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()			
工事の種類		☐ 新築工事 ☒ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☒ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☒ コンクリート ☒ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート ☒ 木材			
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 <u>20</u> 年 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☒ 商業施設 ☐ 学校 ☒ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 <u>6</u> m その他()			
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容			工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所		作業場所 ☒ 十分 ☐ 不十分 その他(現道上における工事)		道路使用許可の取得
	搬出経路		障害物 ☐ 有() ☒ 無 前面道路の幅員 約 _____m 通学路 ☐ 有 ☒ 無 その他()		鉄板敷きを施工し搬出経路を確保
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)		☐ 有() ☒ 無		
	他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	☐ 有 ☒ 無	特定建設資材への付着 ☐ 有 ☐ 無	☐ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等) ☐ 飛散性石綿(吹付けではない)(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) ☐ 非飛散性石綿(石綿含有スレート板等) ☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施
	その他		☐ 有() ☒ 無		☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設		仮設工事 ☐ 有 ☒ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工		土工事 ☐ 有 ☒ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎		基礎工事 ☐ 有 ☒ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造		本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
⑥その他()		その他の工事 ☐ 有 ☒ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()			
工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ)		トン			
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			☒ コンクリート塊	2トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
			☒ アスファルト・コンクリート塊	4トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
			☒ 建設発生木材	3トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☒ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他					
備考 建設発生木材 ☐ 無 ☒ 有(契約書の写し等) ☒ 有 ☐ 無					

※備考欄 記入漏れ注意※

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。